



鳥取県公報

平成17年 9月26日(月)
第 7 7 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗に関する変更事項の届出(706)(経済交流課) 1
- 県営土地改良事業計画の変更(707)(耕地課) 3
- 公共測量の実施(708)(管理課) 3
- ◇ 調達公告 落札者の決定(警察本部会計課) 4
- ◇ 正 誤 平成17年 9月13日付鳥取県告示第679号中訂正 4

告 示

鳥取県告示第706号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
本の学校 今井ブックセンター
米子市新開二丁目3-10
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	1,136.73㎡
変更後 株式会社今井書店	1,136.73㎡
株式会社ファーストリテイリング	980.10㎡
計	2,116.83㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 201台
変更後 100台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 8台
変更後 22台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 変更前 48㎡
変更後 76㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 変更前 10.8㎡
変更後 20.4㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 4月から11月まで 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後11時
上記以外 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

変更後 株式会社今井書店

4月から11月まで 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後11時
上記以外 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

株式会社ファーストリテイニング

月曜日から金曜日まで 開店時刻 午前11時 閉店時刻 午後8時
上記以外 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後11時30分まで

変更後 午前9時30分から午後11時30分まで (一部は、午前9時30分から午後10時まで)

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 変更前 4か所
変更後 2か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

3 変更年月日

平成18年4月26日

4 届出年月日

平成17年8月25日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社今井書店 米子市尾高町68 代表取締役社長 田江 泰彦

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後7時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成17年9月26日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課
米子市靴町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第707号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業大名地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年 9月26日から同年10月16日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第708号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成17年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（鳥取市都市計画図（数値地図2,500）修正業務）

2 作業期間 平成17年 6月24日から平成18年 3月20日まで

3 作業地域 鳥取市内都市計画区域（鳥取・福部・気高・鹿野・青谷・八頭中央）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品等の名称及び数量

(1) 借入物品

鳥取県警察放置駐車違反処理システム 一式

鳥取県警察放置駐車違反管理システムに係る装置 一式

(2) 購入物品

鳥取県警察放置駐車違反管理システムに係る装置のソフトウェア 一式

鳥取県警察放置駐車違反管理システムに係るプログラム 一式

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成17年9月9日

4 落札者の名称及び所在地 三菱電機クレジット株式会社中国支店
広島市中区鶴見町2-19

5 落 札 金 額 月額812,490円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 入 札 公 告 日 平成17年7月26日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

正 誤

平成17年9月13日付鳥取県告示第679号（指定居宅サービス事業者の廃止について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	16	鳥取県西部総合事務所長	鳥取県中部総合事務所長